

横浜市  
阪東橋駅・黄金町駅周辺地区  
道路特定事業計画

平成27年4月

横浜市南区  
横浜市中区  
横浜市道路局



横浜市  
阪東橋駅・黄金町駅周辺地区道路特定事業計画

【目次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	2
4. 道路特定事業計画とは	4
5. 整備方針	4
6. 整備計画	7
(1)個別経路の事業計画	
(2)道路特定事業計画の対象経路	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	28

## 1. はじめに

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。南区及び中区内では、区の中心的な地域として、行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積した阪東橋駅・黄金町駅周辺を対象に、「横浜市阪東橋駅・黄金町駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しています。

今回、この基本構想の実現に向け、「横浜市阪東橋駅・黄金町駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

## 2. バリアフリー法の仕組み

### （1）バリアフリー法とは

バリアフリー法は、高齢者、身体障害者、知的・精神・発育障害など全ての障害者、妊婦、けが人など、全ての方にとって建築物及び公共交通機関さらには路外駐車場・都市公園における移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的とし、次の2つの施策によりバリアフリー化を推進するものです。

#### ■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合が義務づけられます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

#### ■重点整備地区の一体的なバリアフリー化

市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

## (2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年以内の事業完了を目標に事業を実施していきます。

## 3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

「横浜市阪東橋駅・黄金町駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連施設」と「生活関連経路」を定めています。

### ■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことです。

主として、(1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、(2) その施設へ至る手段が、主に阪東橋駅・黄金町駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とします。

### ■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化を図る必要性が高い経路とします。

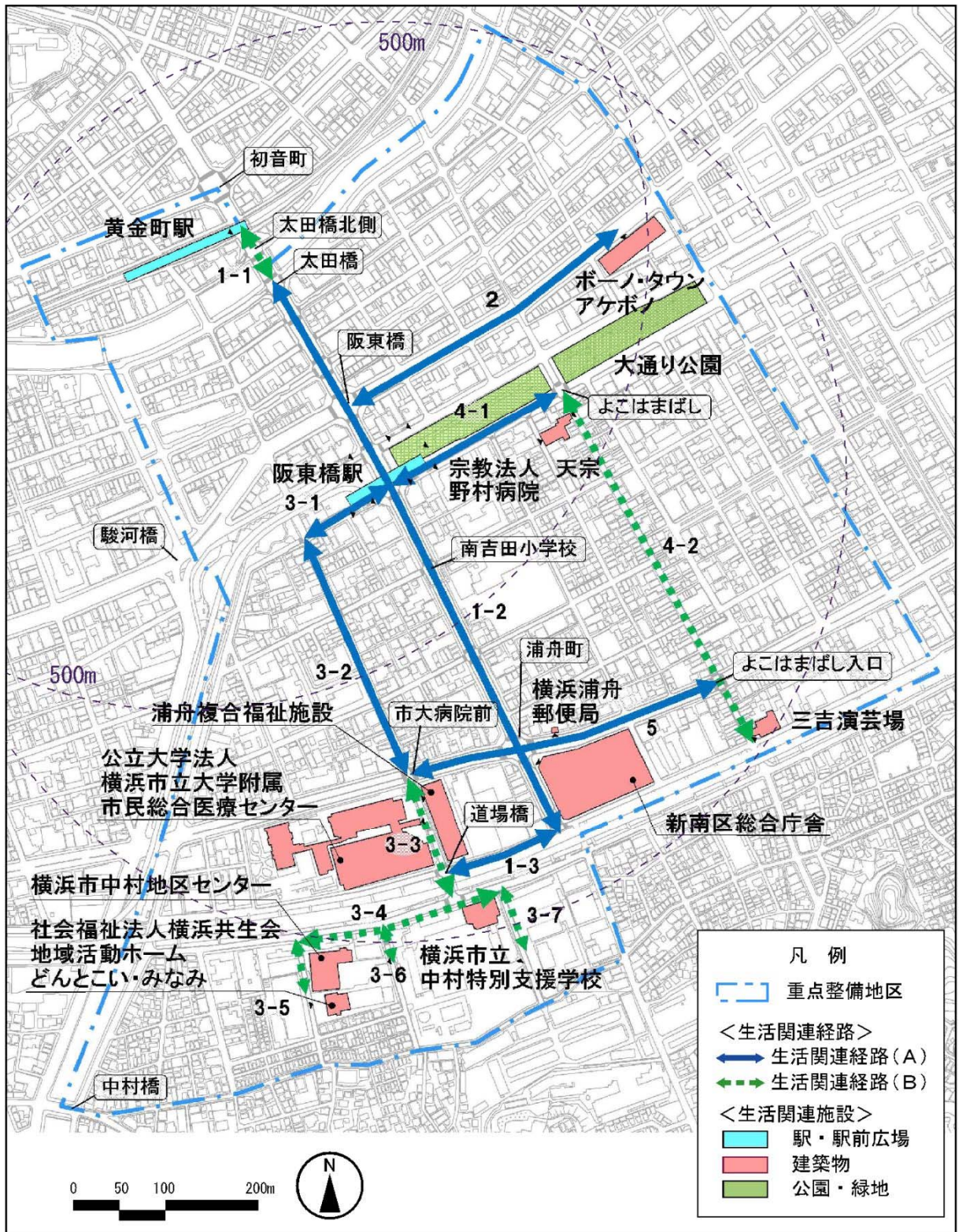
なお、生活関連経路は、目標とする整備水準によって、次の2つに区分します。

#### ○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

#### ○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち地形や市街化の状況等、その地域固有の制約により、生活関連経路A に設定できないが、その経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限りバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）



#### 4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

#### 5. 整備方針

##### (1) 目標年次

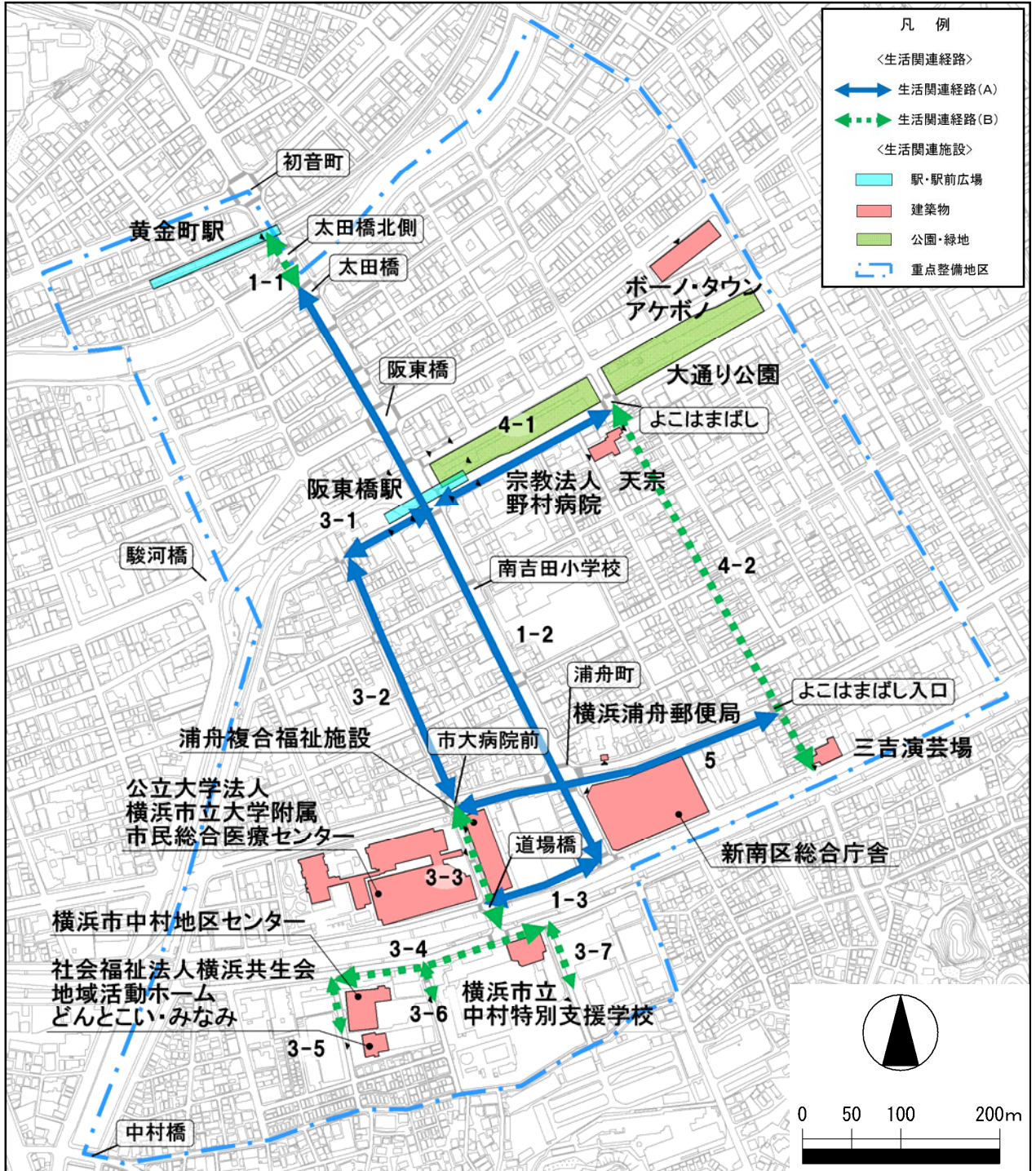
原則として平成31年度までを目標に整備を実施します。

##### (2) 整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

(3) 対象経路の事業範囲

生活関連施設相互間のネットワークを考慮して、対象経路の事業範囲を設定しました。



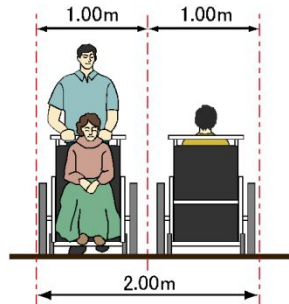


#### (4) 主な整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

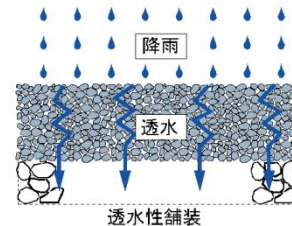
##### ■ 有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



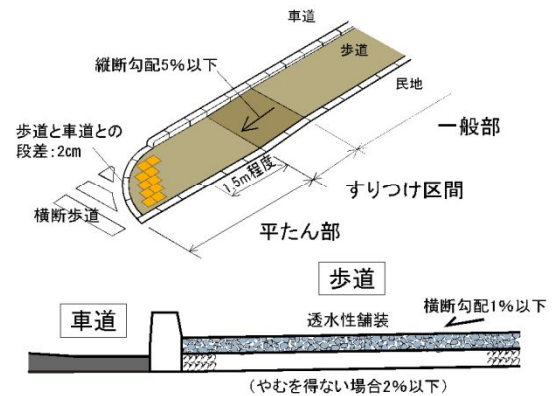
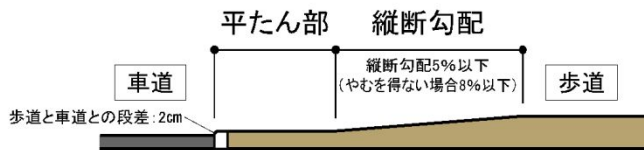
##### ■ 舗装材

- 歩道の舗装は、平たんで滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとする。
- 歩道の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



##### ■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道と車道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平たん部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



##### ■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として黄色とする。(周囲の舗装材の色は容易にブロック部分が識別できるように配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗車口などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設、その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

## 6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

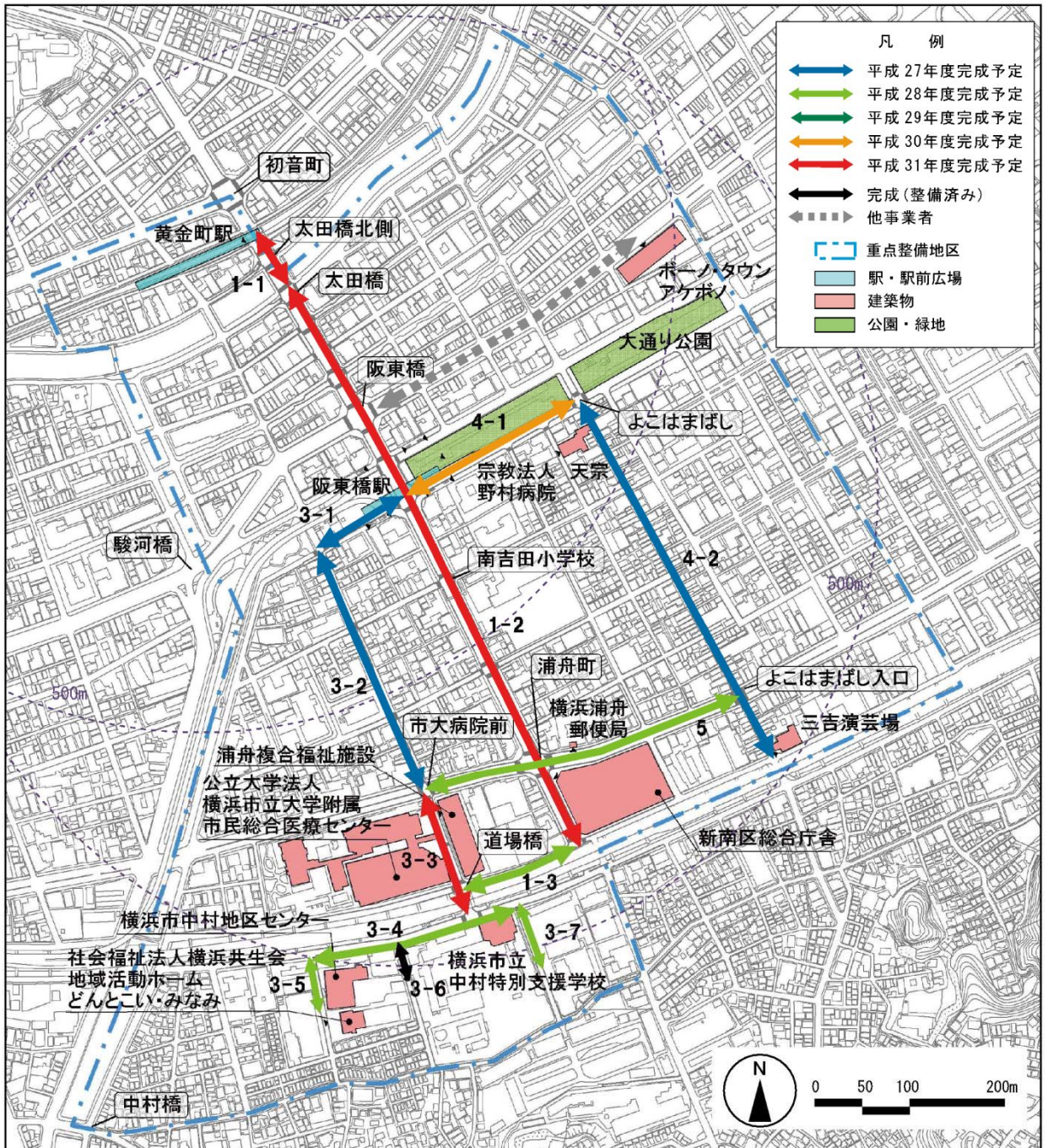
なお、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

### (1) 個別経路の事業計画

経路名称 事業区間	経路種別		事業内容と事業量												事業実施 予定期間 (年度)	事業実施に 際して 配慮すべき 重要事項	
	生活 関連 経路 (A)	生活 関連 経路 (B)	道路構造の改修						視覚障害者 誘導用ブロック の敷設・改修				その他				
			車道 の改修	歩道の改修				連続 敷設 の	部分 敷設	カラー ベルト の設置	車止 めの撤 去	植栽 ますの 改善	照明 柱の移 設				
				全 面 改 修	部 分 改 修	平 た ん 部 の 確 保	勾 配 の 改 修							排 水 施 設 の 改 修			新 設
m	m	m	箇 所	箇 所	箇 所	m	m	箇 所	箇 所	m	基	箇 所	箇 所				
1-1 藤棚浦舟通り1 黄金町駅 ～太田橋交差点	50	●	33	3			84	3									
1-2 藤棚浦舟通り2 太田橋交差点 ～浦舟水道橋	710	●	38	4	4	1	1	405	12	5			1				
1-3 みなみマナー保育園前 道場橋交差点 ～浦舟水道橋	130	●		12			2		1	2							
3-1 阪東橋駅出口4付近 医大通り入口 ～阪東橋駅	110	●						102									
3-2 医大通り 医大通り入口 ～市大病院前交差点	310	●	13	3			13	124	4	13							
3-3 市大病院前、道場橋 市大病院前交差点 ～横浜市立中村特別支援学校北側	120	●			2		1		2	5	7						
3-4 中村川沿い 横浜市立中村地区センター北側 ～横浜市立中村特別支援学校北側	230	●			4				4								
3-5 どんとこい・みなみ前 横浜市立中村地区センター北側 ～どんとこい・みなみ入口	80	●									76						
3-6 しろばら保育園前 しろばら保育園北側 ～横浜市立中村特別支援学校入口	40	●															整備済み
3-7 中村特別支援学校東側 横浜市立中村特別支援学校北側 ～横浜市立中村特別支援学校入口	100	●				2											
4-1 大通り公園沿い 阪東橋駅 ～よこはまばし交差点	220	●			4		1		4								
4-2 横浜橋通商店街、 三吉演芸場前 よこはまばし交差点 ～三吉園芸場前	440	●	15	0.1			2										
5 新南区総合庁舎北側 市大病院前交差点 ～よこはまばし入口交差点	360	●	91	37			3	67	4			10					

全面改修：歩道の全幅員を改修すること。  
 部分改修：歩道の一部分を改修すること。  
 平坦部の確保：横断歩道等の手前の歩道内の平坦部の確保や歩道内の段差を改善すること。  
 勾配の改修：車両乗り入れ部分の横断勾配を改善すること。

## (2) 道路特定事業計画の対象経路



■経路1-1

道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経路名 藤棚浦舟通り1（主要地方道藤棚伊勢佐木1302号）  
 事業区間 黄金町駅～太田橋交差点  
 事業延長 50m  
 事業実施予定期間 平成27～31年度

【整備方針】

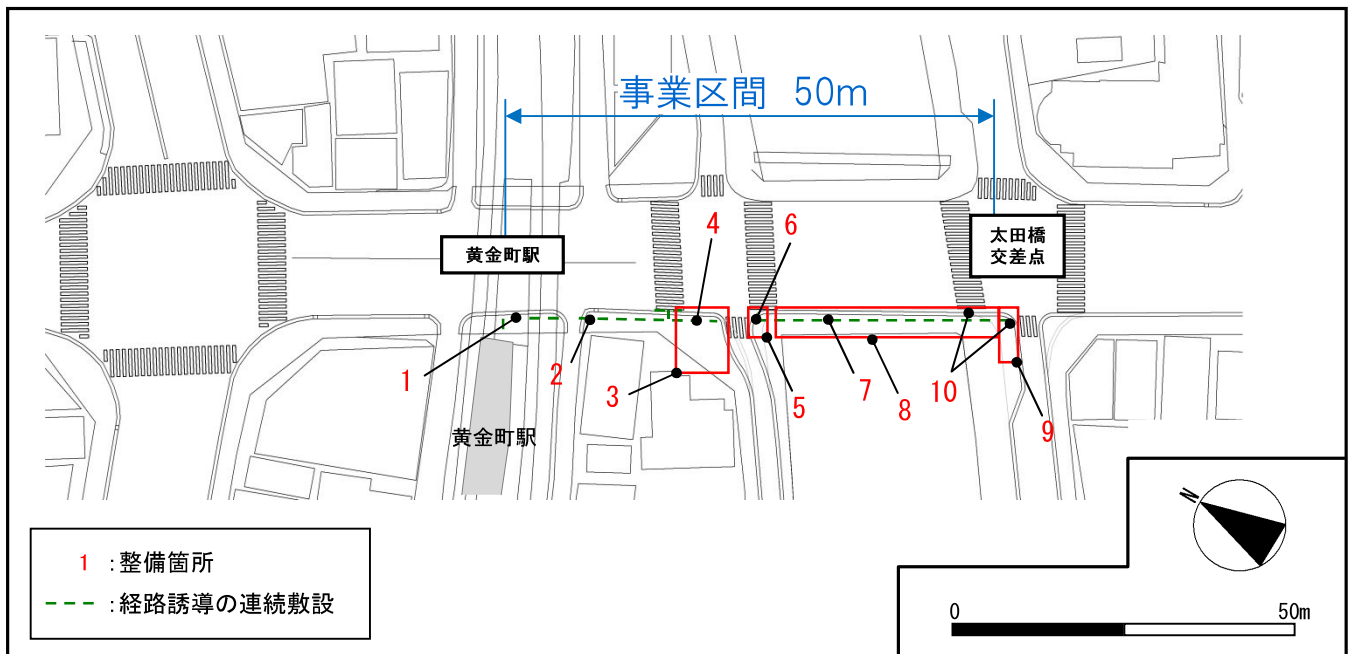
〔課題〕：横断歩道手前に平坦部のない箇所、舗装の滑りやすい箇所、視覚障害者誘導用ブロックによる連続誘導がされていない箇所がある。

〔対策〕：横断歩道手前の平坦部の確保、舗装の滑りやすい箇所の改修、視覚障害者誘導用ブロックによる連続誘導等を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m	33	8	滑り止め舗装
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平坦部の確保	箇所	3	3,5,9	
	勾配の改修	箇所			
排水施設の改修	箇所				
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	84	1,2,7	
	改修				
交差点等の部分敷設	新設	箇所	3	4,6,10	
	改修	箇所			
その他					
カラーベルトの設置		m			
車止めの撤去		基			
植栽ますの改善		箇所			
照明柱の移設		箇所			

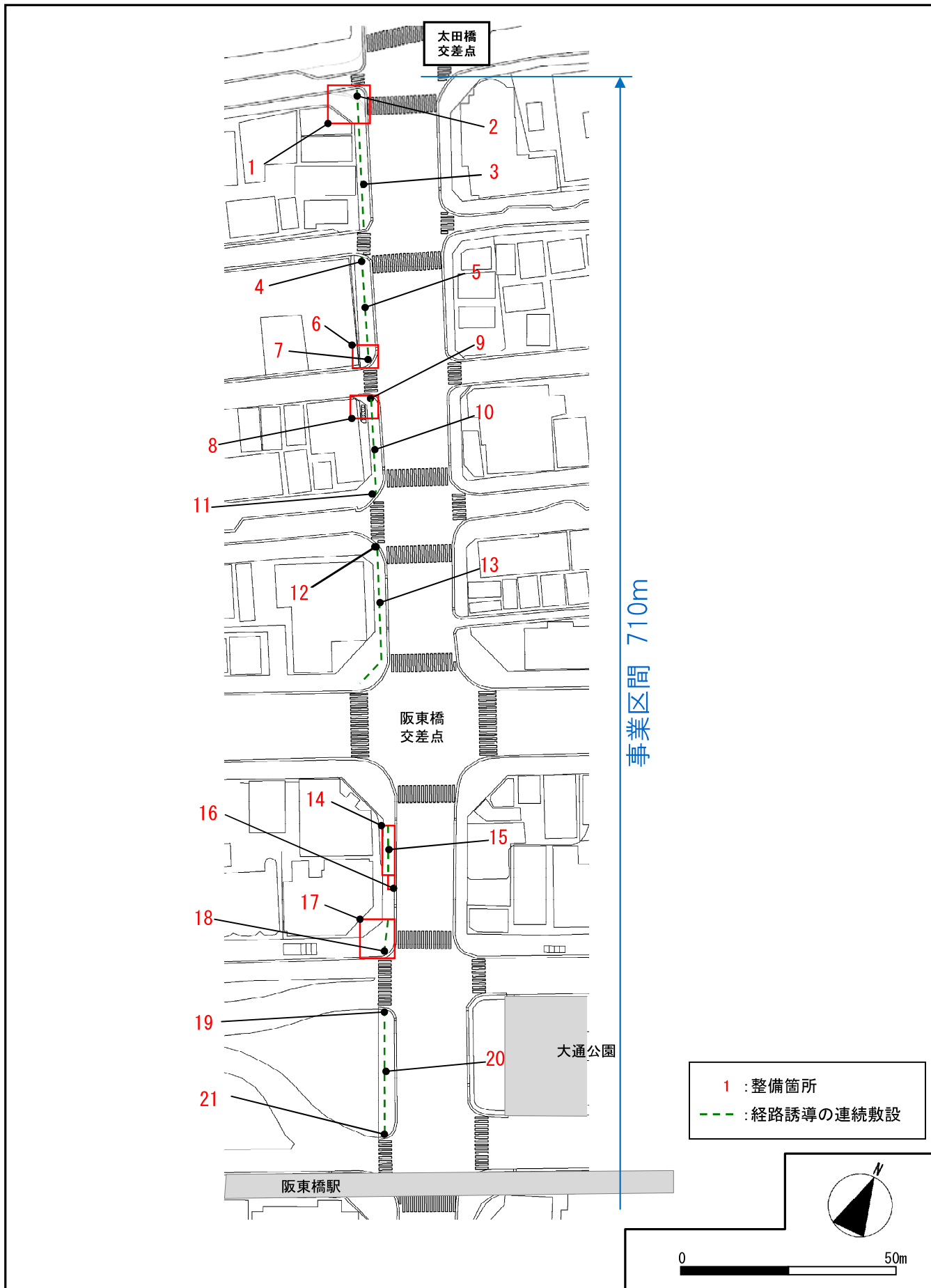
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

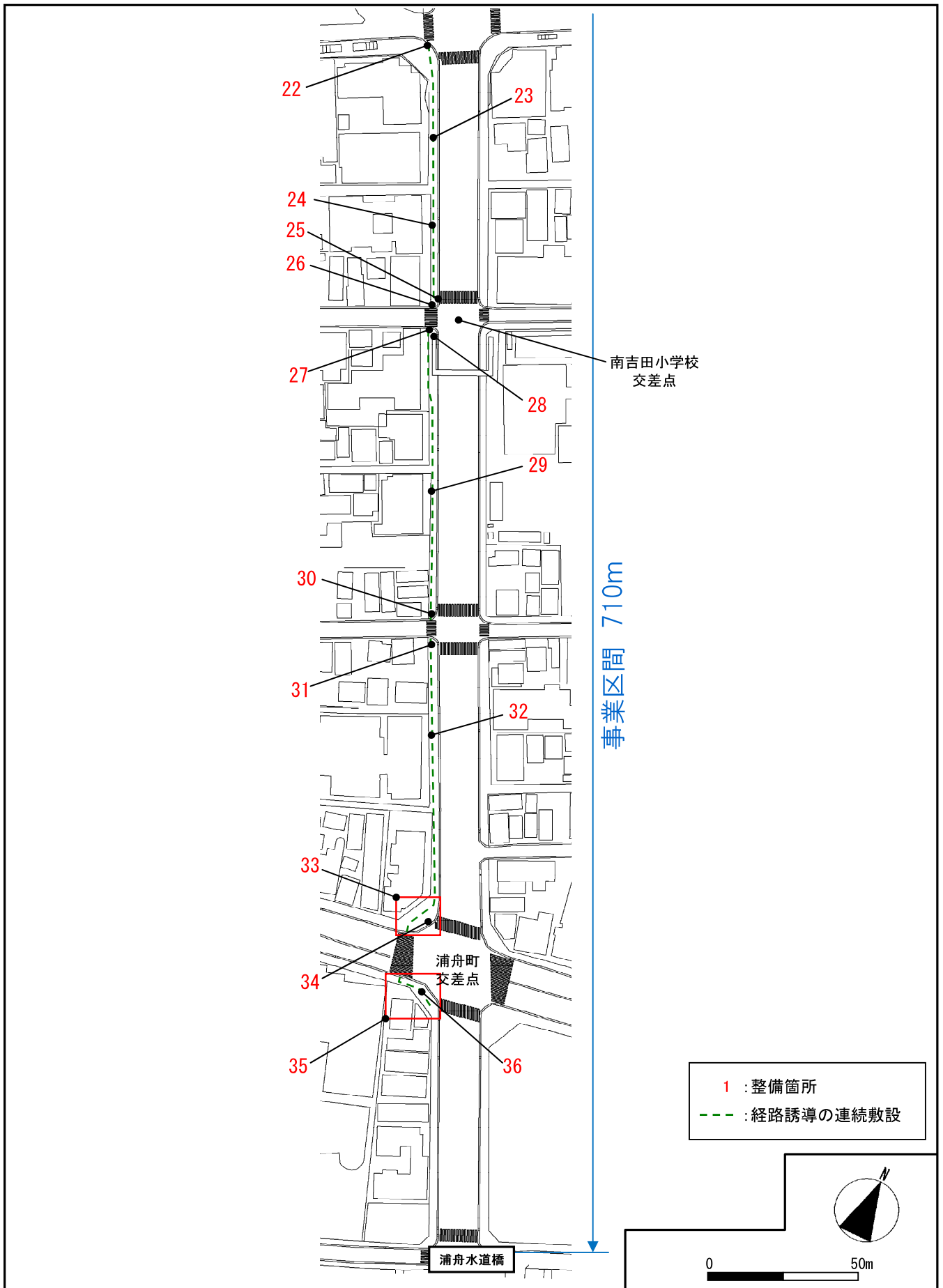




■経路1-2

道路特定事業計画書【生活関連経路A】					
経路名	藤棚浦舟通り2（主要地方道藤棚伊勢佐木1302号 市道阪東橋浦舟線7003号線）				
事業区間	太田橋交差点～浦舟水道橋				
事業延長	710m				
事業実施予定期間	平成27～31年度				
<b>【整備方針】</b>					
〔課題〕：横断歩道手前に平たん部のない箇所、視覚障害者誘導用ブロックによる連続誘導がされていない箇所等がある。					
〔対策〕：横断歩道手前の平たん部の確保、視覚障害者誘導用ブロックによる連続誘導等を行う。					
<b>【事業内容】</b>					
整備項目		事業量	箇所番号	備考	
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m	38	33,35	
	部分改修	m <sup>2</sup>	4	16	根上がり部分の補修
	平たん部の確保	箇所	4	1,6,8,17	
	勾配の改修	箇所	1	14	
	排水施設の改修	箇所	1	25	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	405	3,5,10,13,15,20,23,29,32	
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	12	2,7,9,18,24,26,27,28,30,31,34,36	
	改修	箇所	5	11,12,19,21,22	
その他					
カラーベルトの設置		m			
車止めの撤去		基			
植栽ますの改善		箇所			
照明柱の移設		箇所	1	4	
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>					

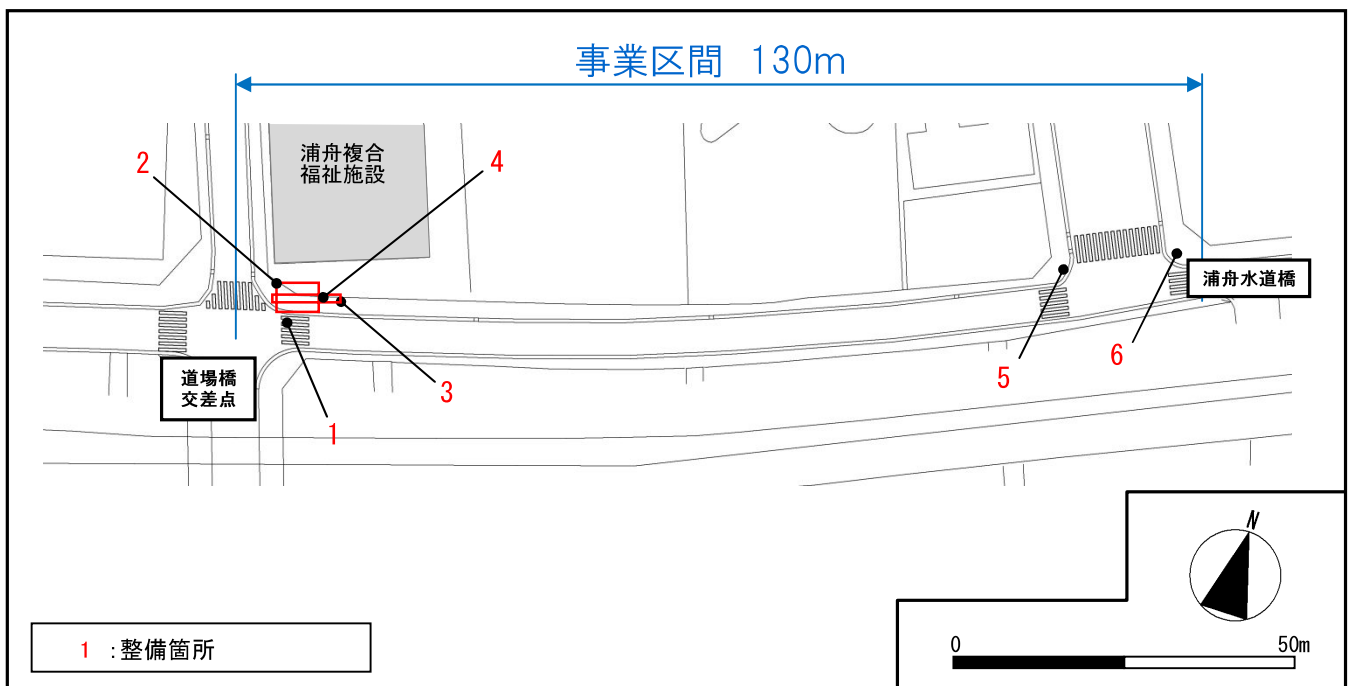






■経路1-3

道路特定事業計画書【生活関連経路A】			
経路名	みなみマーノ保育園前（市道中村川通 7057 号線）		
事業区間	道場橋交差点～浦舟水道橋		
事業延長	130m		
事業実施予定期間	平成 27～28 年度		
<b>【整備方針】</b>			
〔課題〕：歩道に不陸のある箇所、排水溝蓋の目が広い箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所がある。			
〔対策〕：歩道舗装の改修、排水溝蓋の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修等を行う。			
<b>【事業内容】</b>			
整備項目	事業量	箇所番号	備考
道路構造の改修			
車道の改修	m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m	
	部分改修	m <sup>2</sup>	12 2
	平坦部の確保	箇所	
	勾配の改修	箇所	
	排水施設の改修	箇所	2 1,3
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修			
経路誘導の連続敷設	新設	m	
	改修	m	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1 4
	改修	箇所	2 5,6
その他			
カラーベルトの設置	m		
車止めの撤去	基		
植栽ますの改善	箇所		
照明柱の移設	箇所		
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>			



■経路3-1

道路特定事業計画書【生活関連経路A】

経路名 阪東橋駅出口4付近（市道伊勢佐木町395号線）  
 事業区間 医大通り入口～阪東橋駅  
 事業延長 110m  
 事業実施予定期間 平成27年度

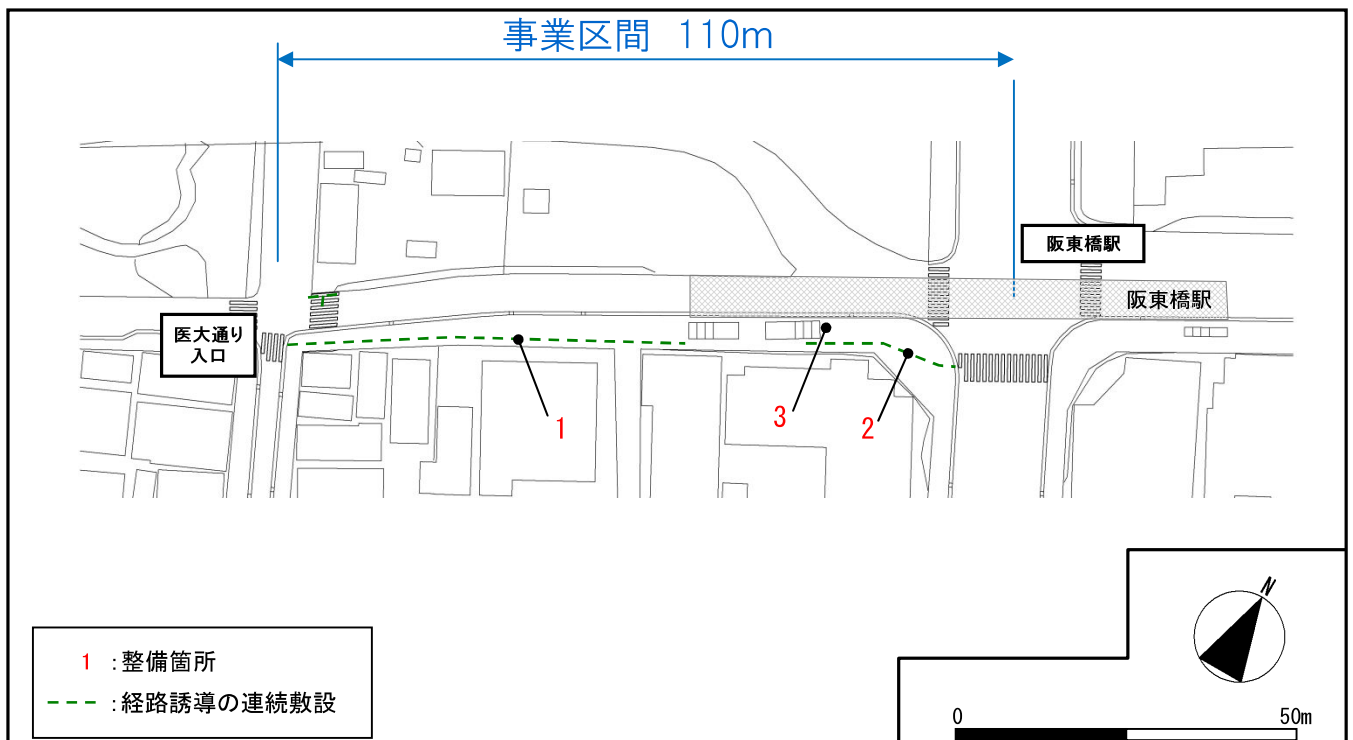
【整備方針】

〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックの改修すべき箇所がある。  
 〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの改修等を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平坦部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	102	1,2,3
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
カラーベルトの設置		m		
車止めの撤去		基		
植栽ますの改善		箇所		
照明柱の移設		箇所		

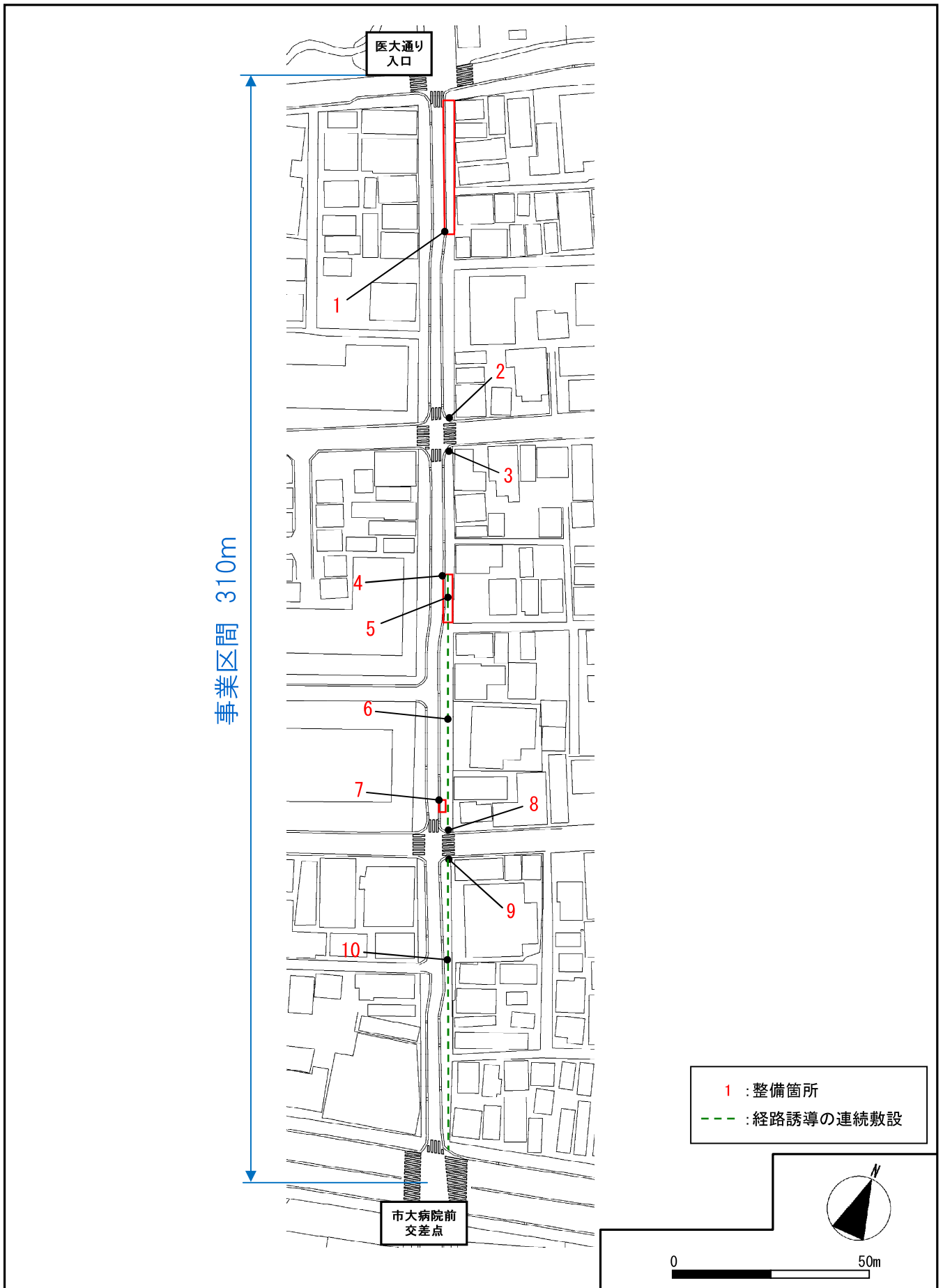
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】





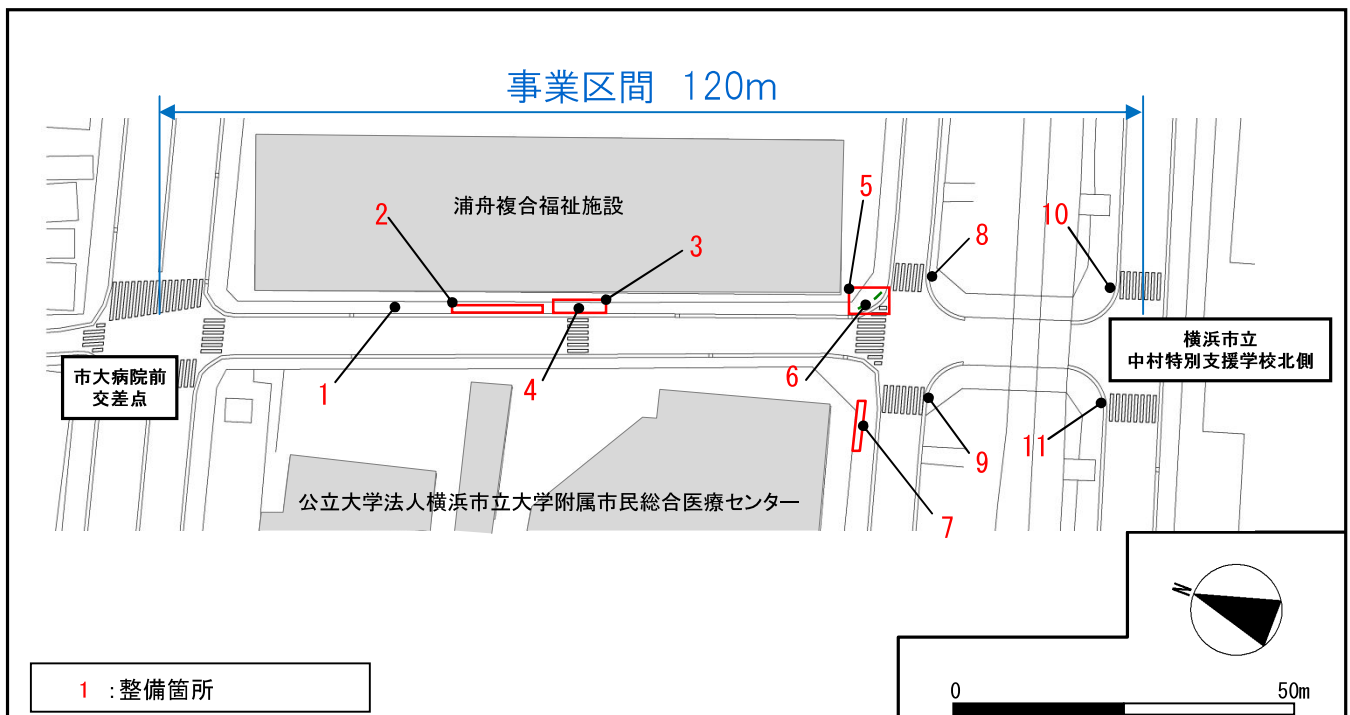
経路3-2

道路特定事業計画書【生活関連経路A】					
経路名	医大通り（市道日本橋通 7051 号線）				
事業区間	医大通り入口～市大病院前交差点				
事業延長	310m				
事業実施予定期間	平成 27 年度				
<b>【整備方針】</b>					
〔課題〕：歩行空間の確保されていない箇所、舗装の不陸のある箇所、視覚障害者誘導用ブロックの劣化箇所等がある。					
〔対策〕：車止め撤去による歩行空間の確保、舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修等を行う。					
<b>【事業内容】</b>					
整備項目		事業量	箇所番号	備考	
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m	13	4	
	部分改修	m <sup>2</sup>	3	7	
	平たん部の確保	箇所			
	勾配の改修	箇所			
排水施設の改修		箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	13	5	
	改修	m	124	6,10	
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所	4	2,3,8,9	
その他					
カラーベルトの設置		m			
車止めの撤去		基	13	1	
植栽ますの改善		箇所			
照明柱の移設		箇所			
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>					



■経路3-3

<b>道路特定事業計画書【生活関連経路B】</b>					
経路名	市大病院前、道場橋（市道日本橋通 7051 号線）				
事業区間	市大病院前交差点～横浜市立中村特別支援学校北側				
事業延長	120m				
事業実施予定期間	平成 27～31 年度				
<b>【整備方針】</b>					
〔課題〕：横断歩道手前に平坦部のない箇所、排水溝蓋の目が広い箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所がある。					
〔対策〕：横断歩道手前の平坦部の確保、排水溝蓋の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修等を行う。					
<b>【事業内容】</b>					
	整備項目	事業量	箇所番号	備考	
道路構造の改修	車道の改修	m <sup>2</sup>			
	歩道の改修	全面改修	m		
		部分改修	m <sup>2</sup>		
		平坦部の確保	箇所	2	3,5
		勾配の改修	箇所		
		排水施設の改修	箇所	1	7
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修	経路誘導の連続敷設	新設	m		
		改修	m		
	交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	4,6
		改修	箇所	5	1,8,9,10,11
その他	カラーベルトの設置	m			
	車止めの撤去	基	7	2	
	植栽ますの改善	箇所			
	照明柱の移設	箇所			
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>					

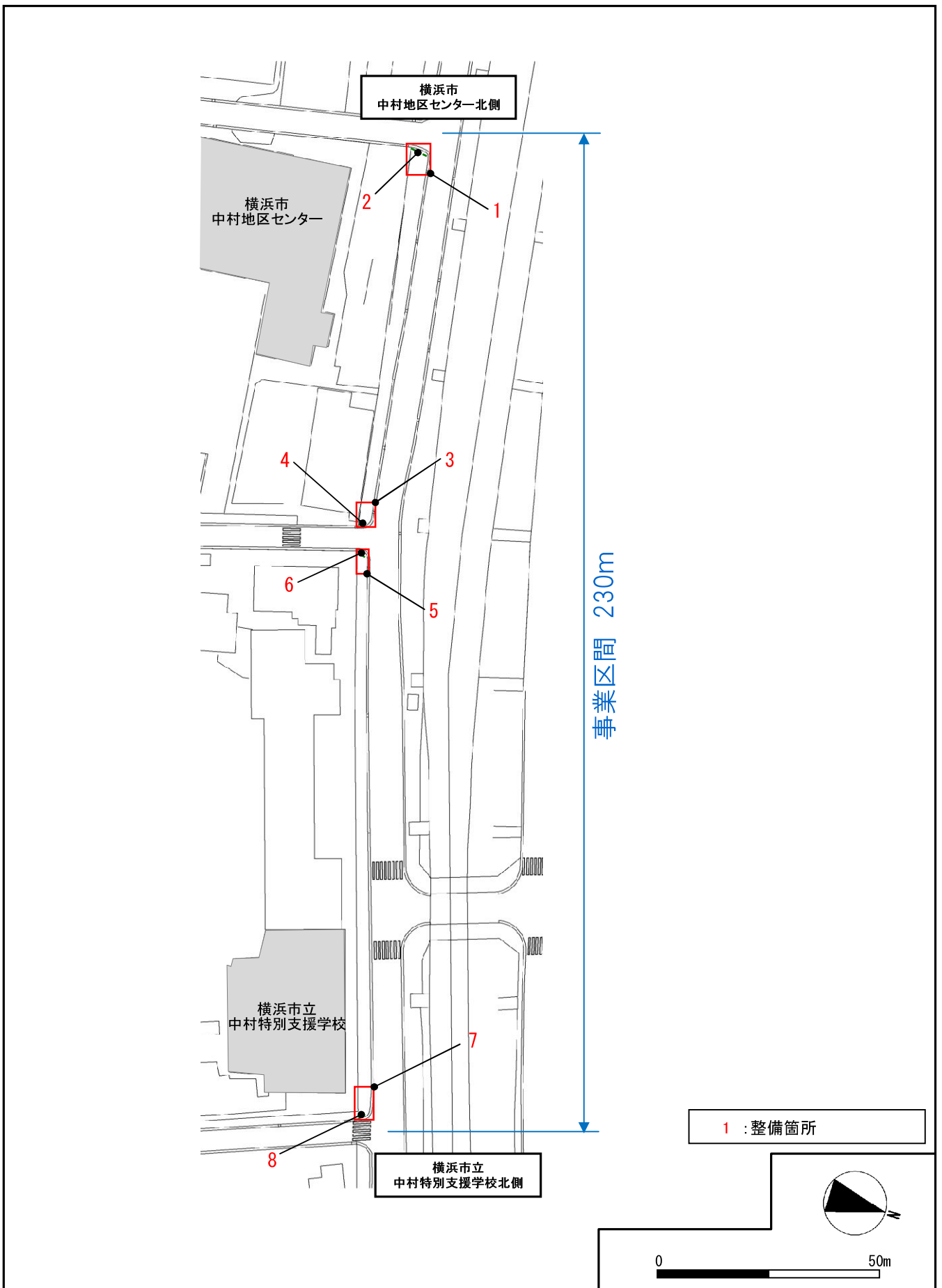




■経路3-4

道路特定事業計画書【生活関連経路B】					
経路名	中村川沿い（市道伊勢佐木町 562 号線）				
事業区間	横浜市中村地区センター北側～横浜市中村特別支援学校北側				
事業延長	230m				
事業実施予定期間	平成 27～28 年度				
【整備方針】					
〔課題〕：交差点巻込部に平たん部のない箇所、視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所がある。					
〔対策〕：交差点巻込部の平たん部の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。					
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m			
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平たん部の確保	箇所	4	1,3,5,7	
	勾配の改修	箇所			
排水施設の改修		箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	4	2,4,6,8	
	改修	箇所			
その他					
カラーベルトの設置		m			
車止めの撤去		基			
植栽ますの改善		箇所			
照明柱の移設		箇所			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					





■経路3-5

道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経路名 どんとこい・みなみ前（市道伊勢佐木町 569 号線）  
 事業区間 横浜市中村地区センター北側～どんとこい・みなみ入口  
 事業延長 80m  
 事業実施予定期間 平成 27～28 年度

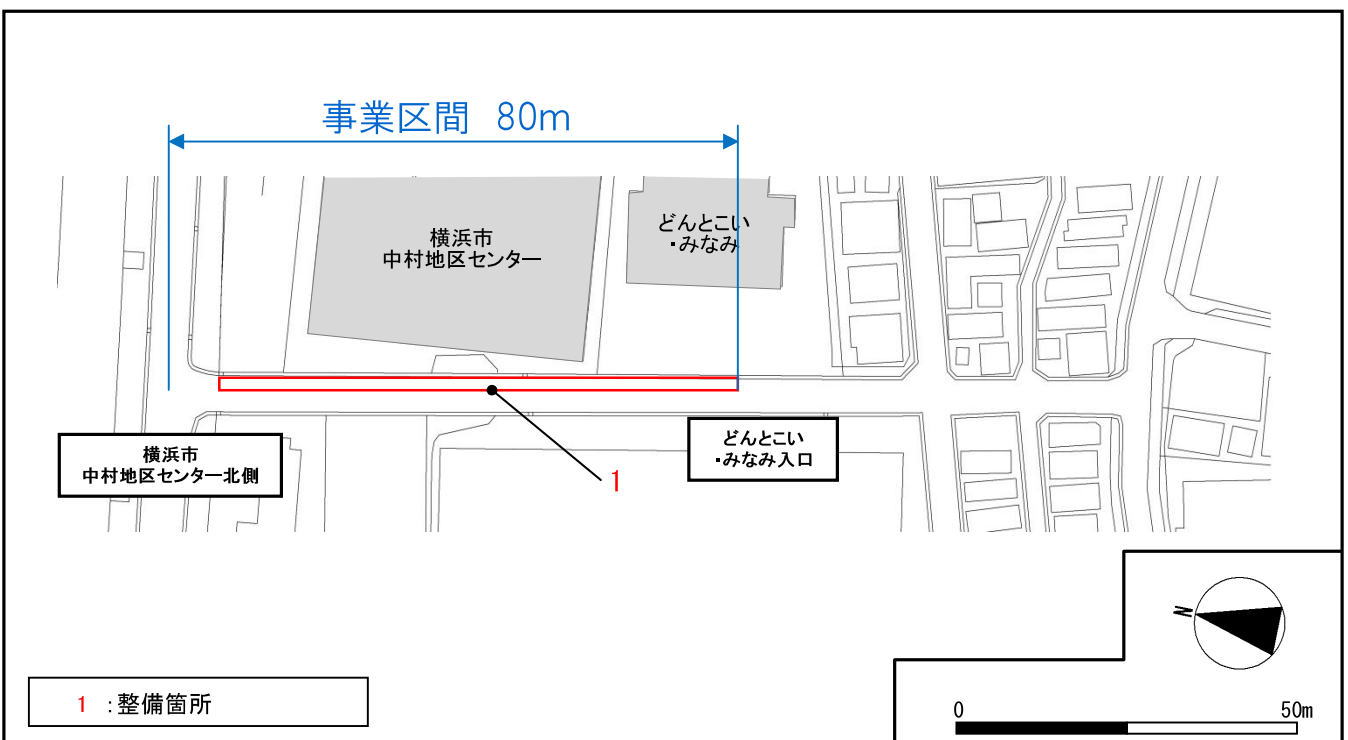
【整備方針】

〔課題〕：「どんとこい・みなみ」までの歩行空間が確保されていない。  
 〔対策〕：歩行空間を確保するため、カラーベルトの設置を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
カラーベルトの設置		m	76	1
車止めの撤去		基		
植栽ますの改善		箇所		
照明柱の移設		箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



■経路3-7

道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経路名 中村特別支援学校東側（市道伊勢佐木町 567 号線）  
 事業区間 横浜市立中村特別支援学校北側～横浜市立中村特別支援学校入口  
 事業延長 100m  
 事業実施予定期間 平成 27～28 年度

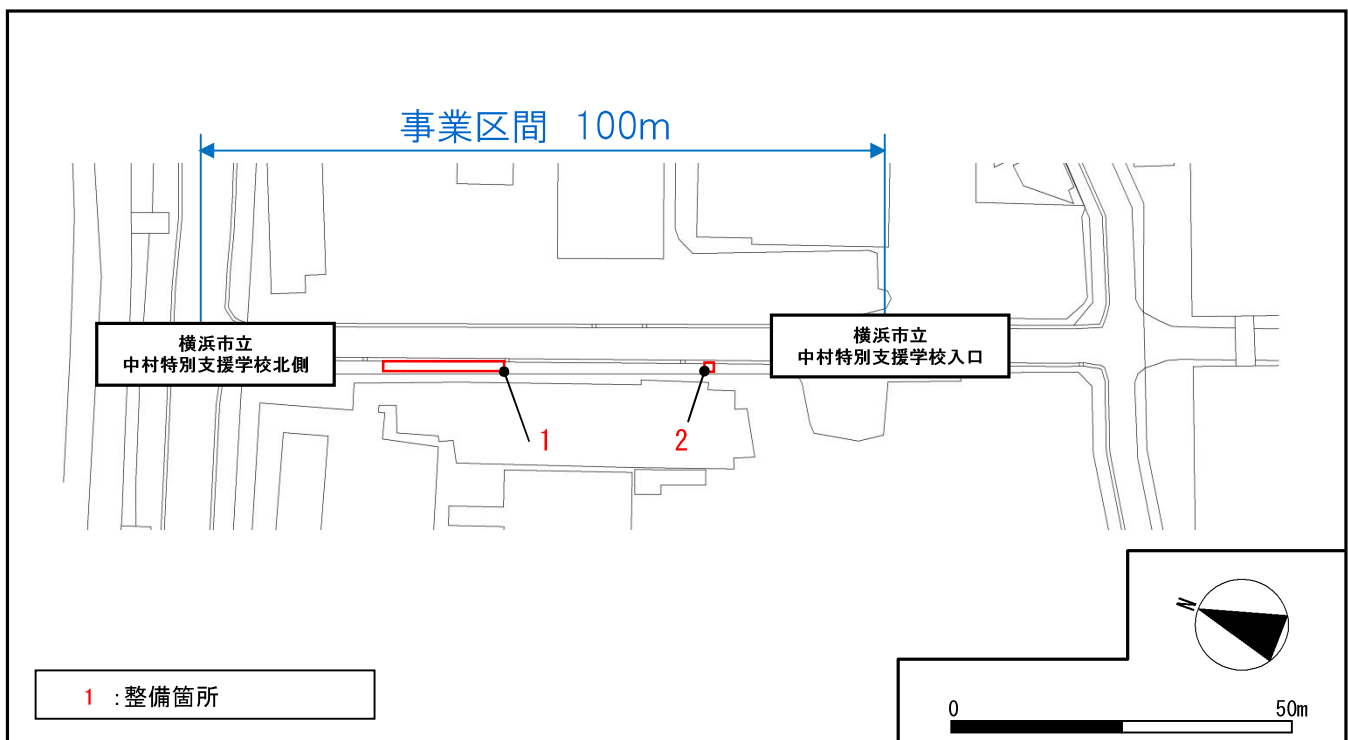
【整備方針】

〔課題〕：中村特別支援学校東側歩道において、横断勾配、縦断勾配のきつい箇所がある。  
 〔対策〕：歩道の横断勾配、縦断勾配の改修を行う。

【事業内容】

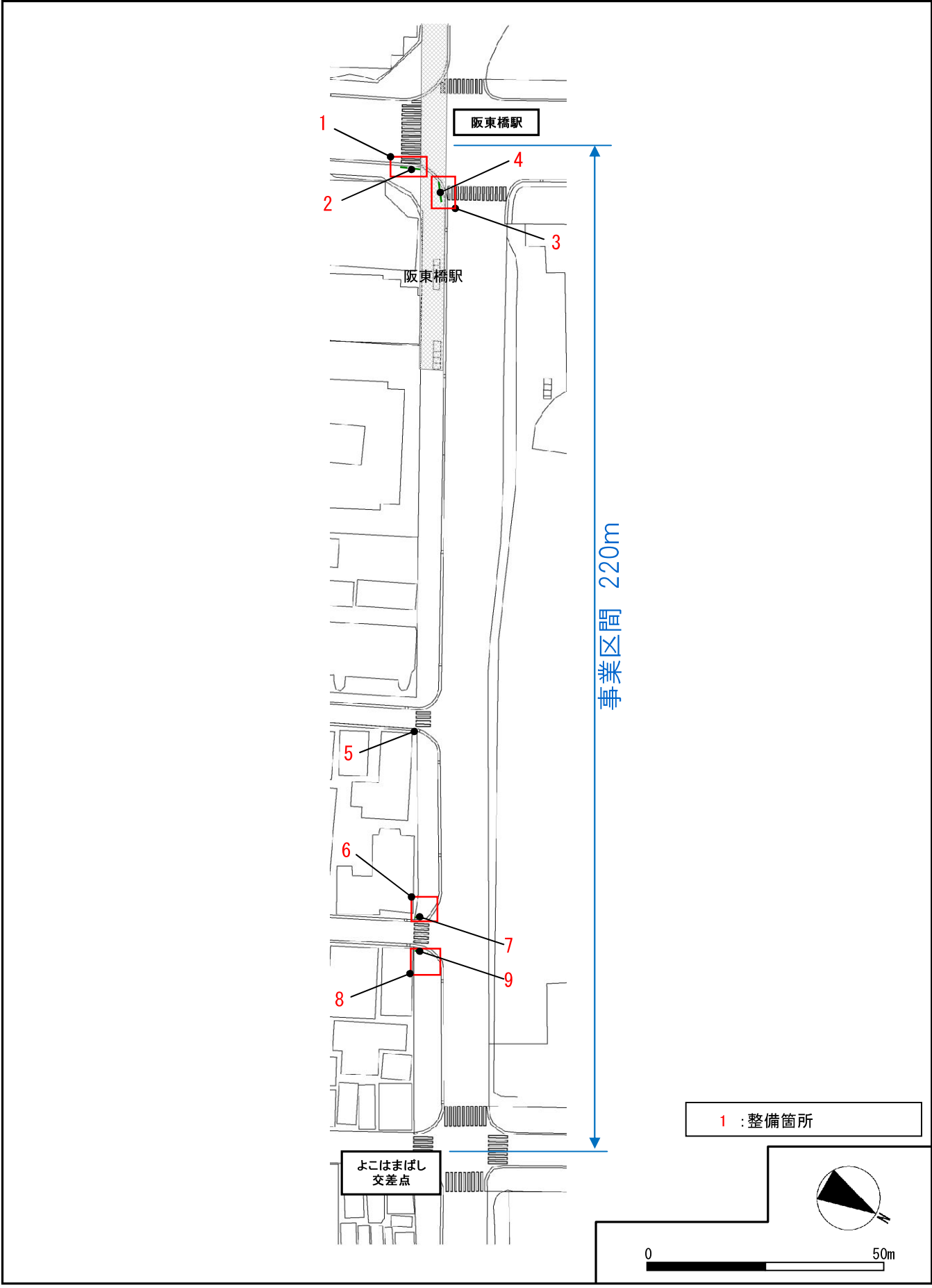
整備項目		事業量	箇所番号	備考
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所	2 1,2	
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
カラーベルトの設置		m		
車止めの撤去		基		
植栽ますの改善		箇所		
照明柱の移設		箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



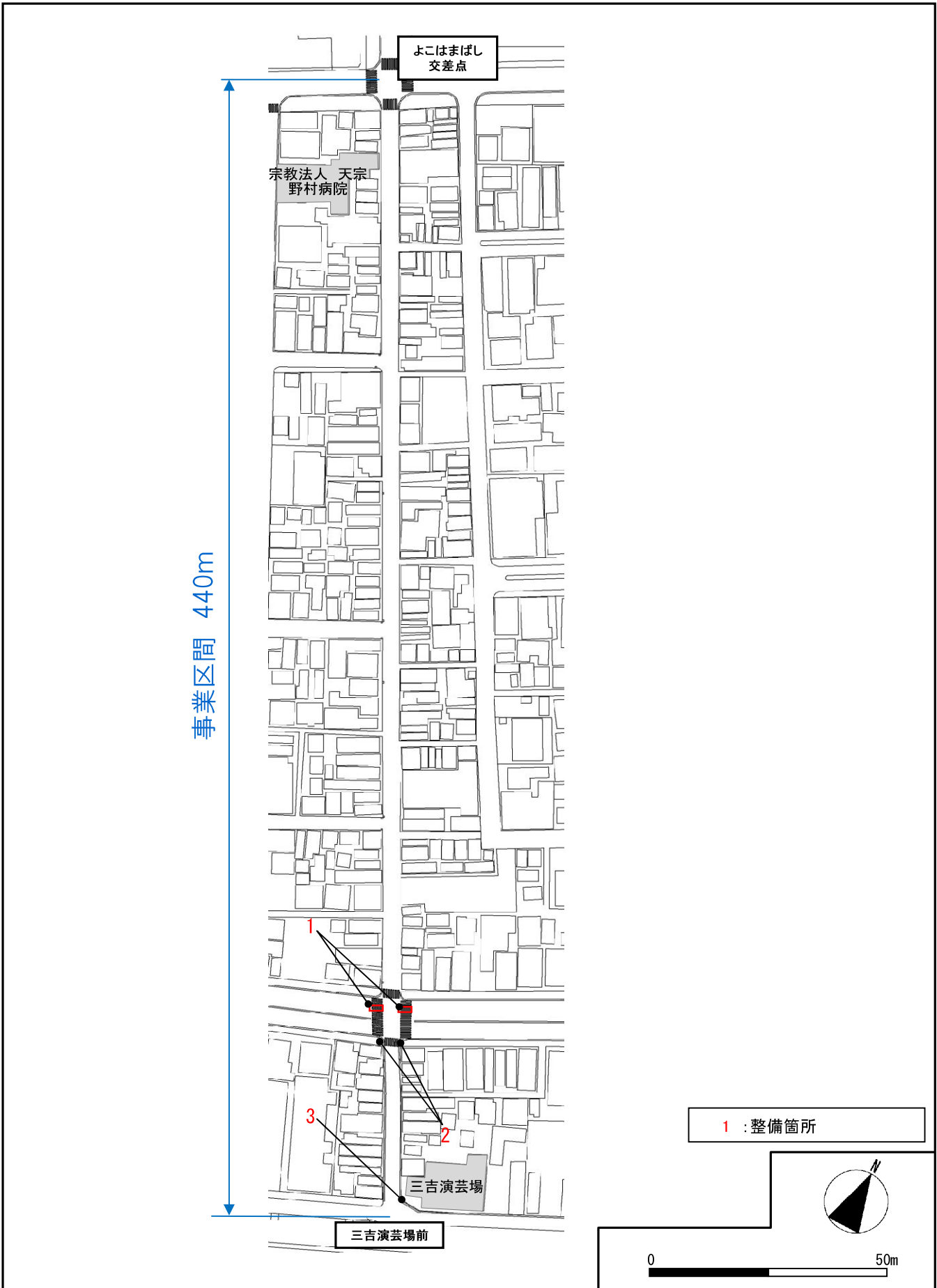
■経路4-1

道路特定事業計画書【生活関連経路A】				
経路名	大通り公園沿い（市道伊勢佐木町 401 号線）			
事業区間	阪東橋駅～よこはまばし交差点			
事業延長	220m			
事業実施予定期間	平成 28～30 年度			
<b>【整備方針】</b>				
〔課題〕：横断歩道手前に平たん部のない箇所、排水樹蓋の目が広い箇所、視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所等がある。				
〔対策〕：横断歩道手前の平たん部の確保、排水樹蓋の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。				
<b>【事業内容】</b>				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所	4	1,3,6,8
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修		箇所	1	5
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	4	2,4,7,9
	改修	箇所		
その他				
カラーベルトの設置		m		
車止めの撤去		基		
植栽ますの改善		箇所		
照明柱の移設		箇所		
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>				



■経路4-2

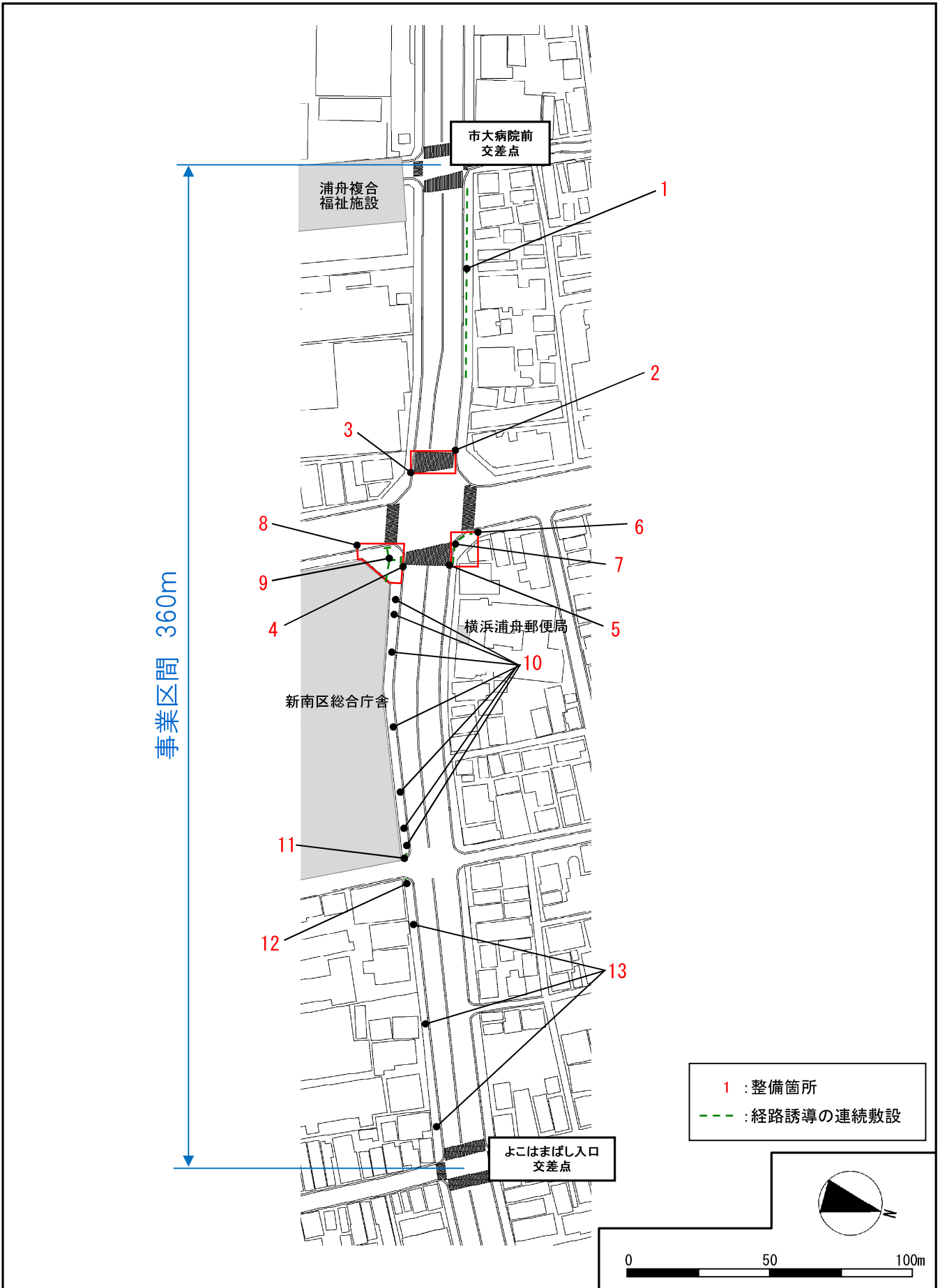
道路特定事業計画書【生活関連経路B】					
経路名	横浜橋通商店街、三吉演芸場前（市道横浜橋通 7012 号線）				
事業区間	よこはまばし交差点～三吉演芸場前				
事業延長	440m				
事業実施予定期間	平成 27 年度				
【整備方針】					
〔課題〕：横断歩道に亀裂の入っている箇所、歩車道境界ブロックの破損箇所がある。					
〔対策〕：横断歩道部の改修、歩車道境界ブロックの改修を行う。					
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>	15	1	横断歩道部
歩道の改修	全面改修	m			
	部分改修	m <sup>2</sup>	0.1	3	歩車道境界ブロック
	平たん部の確保	箇所			
	勾配の改修	箇所			
排水施設の改修		箇所	2	2	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所			
その他					
カラーベルトの設置		m			
車止めの撤去		基			
植栽ますの改善		箇所			
照明柱の移設		箇所			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					



■経路5

道路特定事業計画書【生活関連経路A】					
経路名	新南区総合庁舎北側（市道山下高砂線 7004 号線）				
事業区間	市大病院前交差点～よこはまばし入口交差点				
事業延長	360m				
事業実施予定期間	平成 27～28 年度				
<b>【整備方針】</b>					
〔課題〕：横断歩道部の舗装が劣化している箇所、排水柵蓋の目が広い箇所、樹木のない植栽柵により歩行空間の狭小となっている箇所、視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所等がある。					
〔対策〕：横断歩道部の舗装の改善、排水柵蓋の改善、不必要な植栽柵の撤去、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。					
<b>【事業内容】</b>					
整備項目		事業量	箇所番号	備考	
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>	91	2	横断歩道部
歩道の改修	全面改修	m	37	6,8	
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平たん部の確保	箇所			
	勾配の改修	箇所			
	排水施設の改修	箇所	3	3,4,5	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	67	1	
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	4	7,9,11,12	
	改修	箇所			
その他					
カラーベルトの設置		m			
車止めの撤去		基			
植栽ますの改善		箇所	10	10,13	
照明柱の移設		箇所			
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>					





## 7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市  
阪東橋駅・黄金町駅周辺地区  
道 路 特 定 事 業 計 画

平成 2 7 年 4 月

横浜市南区南土木事務所  
〒232-0064 横浜市南区別所1-7-24  
電話:045-741-3121 FAX:045-714-5411

横浜市中区中土木事務所  
〒231-0023 横浜市中区山下町246番地  
電話:045-641-7681 FAX:045-664-6196

横浜市道路局道路部施設課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1  
電話 : 045-671-2731 FAX : 045-651-5443

ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>